Ⓕ ご契約者さまへ

保険法施行等にともなうご契約内容の改定について

拝啓　時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。日頃より、当社商品をお引き立ていただき誠にありがとうございます。

さて、ご契約者の保護・利便性の向上等を目的とした保険契約に関するルールを定める新たな法律（「保険法」（※））が平成 20 年 5 月 30 日に成立し、平成 22 年 4 月 1 日に施行されることとなりました。

つきましては、上記「保険法」に沿って、既にご加入されているご契約についても約款の改定を行うことといたしました。

改定の内容につきご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、この改定によって、ご契約者さまに不利益となる変更はなく、お払込いただく保険料に変更はございません。

敬具

保険法改正等による改定の概要

「保険法」に沿い、ご契約内容を以下のとおり改定します。（詳細は、右記参照）

○ご契約者等の保護のための規定改定
- (1) 保険金等の支払時期について明確化
- (2) 告知義務違反による解除について明確化

○モラルリスクの防止のための規定改定
- (3) 重大事由（詐欺行為等）があった場合、保険会社がご契約を解除できる条件等を明確化

○顧客利便性の向上のための規定改定（実施日：平成 22 年 3 月 1 日より）
- (4) 年払・半年払契約の場合、ご契約の解約時等に所定の払戻金を返戻する旨を規定

○保険金受取人の保護のための規定新設（実施日：平成 22 年 4 月 1 日より）
- (5) 破産・差押等によりご契約の解約払戻金が債権者に差し押さえられた場合のご契約の継続方法を明確化

※「保険法」：商法から独立してできた新たな法律で、これまで商法に規定されていた保険契約に関するルールが約 100 年ぶりに大改正されました。

(1) 保険金等の支払時期について明確化

～裏面特約第 2 条（「保険金等の請求、支払時期および支払場所」の補足）～

保険金等のお支払いに際し、既往症や告知いただいた内容等について医師等への事実の確認が必要な場合であっても、必要書類が当社に届いた日からその日を含めて 45 日を支払期限として保険金等をお支払いすることを明確化します。

＊医師等への事実の確認が必要な場合とは、保険金等の支払事由に該当する事実の有無、保険金等支払の免責事由、告知義務違反または重大事由、詐欺等に該当する可能性の有無の確認等が必要な場合をいいます。

＊医師等への事実の確認に時間を要するなどの理由で 45 日の支払期限を経過して保険金等をお支払いする場合には、遅延利息を付けてお支払いします。

＊医師等への事実の確認が必要となった場合には、保険金等を請求された方にご連絡します。

＜保険金等の支払時期について＞

- 通常の場合：当社に必要書類が届いた日から 5 営業日以内に保険金等をお支払いします。
- 医師等への事実の確認が必要な場合 ： 当社に必要書類が届いた日から 45 日を支払期限として保険金等をお支払いします。

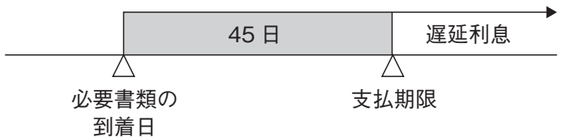

(2) 告知義務違反による解除について明確化

～裏面特約第 4 条（「保険契約を解除できない場合」の変更）～

ご契約者や被保険者がご契約の復活の時に正しい告知を行なわなかった場合には、告知義務違反となり、当社はご契約を解除することがあります。

このとき、当社の職員・代理店等（保険媒介者）が正しい告知をしないよう勧めたことにより告知義務違反となった場合には、当社はご契約を解除することができないことを明確化します。

(3) 重大事由による解除ができる場合について明確化

～裏面特約第 5 条（「重大事由による解除」の読み替え）～

保険金等のご請求について詐欺があった等の重大事由があった場合に、当社がご契約を解除できる場合の条件等について明確化します。

(4) 年払・半年払契約の払戻金についての規定改定（平成 22 年 3 月 1 日より実施）

～裏面特約第 6 条（「未経過保険料の返還」の新設）～

保険料の払い込み方法が年払・半年払となっている契約について、ご契約が解約等された場合に、既に払い込みいただいた保険料のうち、未経過となっている期間に対応する保険料相当額を返還します。

＊返還となる保険料相当額を計算する未経過期間については、月単位（月未満の端数切り捨て）で計算します。

＊平成 22 年 2 月 28 日以前にご解約された場合は、未経過期間に対応する保険料相当額の返還はございませんのでご注意ください。

（例）契約日が 1 月 1 日の年払契約を 7 月 15 日で解約した場合

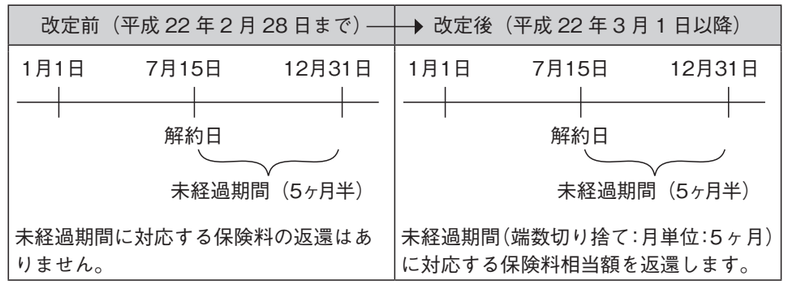

(5) 保険金受取人による保険契約存続についての規定新設（平成 22 年 4 月 1 日より実施）

～裏面特約第 7 条（「保険金受取人による保険契約の存続」の新設）～

ご契約者の破産・差押等により、ご契約者の債権者は、解約払戻金から自己の債権の弁済を受けるために、ご契約者の解約払戻金請求権を差し押さえたうえで、ご契約を解約することがあります。

今回の改定により、債権者等がご契約を解約する場合、債権者等から当社に解約の通知が到着した日から 1 ヶ月以内であれば、受取人が債権者に解約払戻金相当額を返済し、その旨を当社に通知することで、ご契約を存続することができます。

発 2009-346

保険法の施行に伴い、ご契約いただいている普通保険約款・特約条項の規定とあわせて、つぎの特約を適用します。ご確認の上、「ご契約のしおり・約款」とあわせて保存くださいますようお願い申し上げます。

保険法施行に伴う既契約遡及適用に関する特約（F）

（特約の適用範囲）

第１条　保険法（平成 20 年法律第 56 条）の施行に伴い、共済会ファミックスから包括移転された保険契約に対して、この特約を適用します。

２．この特約は、つぎの第１号から第３号に関する規定については、普通保険約款および付帯されている特約条項（以下「主約款等」といいます。）の該当規定と併せて、第４号に関する規定については、主約款等の該当規定を読み替えて、第５号および第６号の規定については、普通保険約款に新たに追加して適用します。

⑴ 保険金等の請求、支払時期および支払場所

⑵ 身体診査、病歴確認等

⑶ 保険契約を解除できない場合（「特約を解除できない場合」を含みます。以下同じ。）

⑷ 重大事由による解除

⑸ 未経過保険料の返還

⑹ 保険金受取人による保険契約の存続

（「保険金等の請求、支払時期および支払場所」の補足）

第２条　保険金等の請求、支払時期および支払場所に関する規定について、以下の各項の規定を、主約款等と併せて適用します。

２　事実の確認のため特に時日を要する場合とは、保険金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合とします。これらの場合において、保険契約の締結時から保険金等請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、保険金等を支払うべき期限は、主約款等に定める必要書類が会社に到達した日からその日を含めて 45 日を経過する日とします。

⑴ 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
　主約款等に規定する支払事由に該当する事実の有無

⑵ 保険金等支払の免責事由に該当する可能性がある場合
　保険金等の支払事由が発生した原因

⑶ 告知義務違反に該当する可能性がある場合
　会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

⑷ この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
　前２号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金等請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金等請求時までにおける事実

３．前項に掲げる必要な事項の確認を行う場合、会社は、保険金等を請求したものに通知します。

４．第２項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金の支払または保険料の払込免除を行いません。

（「身体診査、病歴確認等」の削除）

第３条　身体診査、病歴確認等に関する規定を削除します。

（「保険契約を解除できない場合」の変更）

第４条　保険契約を解除できない場合に関する規定について、つぎの第２項および第３項を追加します。

「２　前項に定める以外に、会社は、つぎのいずれかの場合には、前条による保険契約の解除をすることができません。

⑴ 会社のために保険契約等の媒介を行うことできる者（会社のために保険契約締結の代理を行うことができる者を除きます。以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が主約款等の規定による告知をすることを妨げたとき

⑵ 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、主約款等の規定による告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

３．前項の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者または被保険者が、主約款等の告知義務の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には適用しません。」

（「重大事由による解除」の読み替え）

第５条　重大事由による解除に関する規定について、主約款等の該当規定をつぎのとおり読み替えて、適用します。

「（重大事由による解除）

第〇条　会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約等（この保険契約に付加される特約を含みます。以下、本条において同じとします。）を解除することができます。

⑴ 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金等（給付金等を含みます。以下、本条において同じとします。）の受取人が、この保険契約等の保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

⑵ この保険契約等の保険金等の請求に関し、保険金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

⑶ 入院給付および災害死亡給付を有する保険金等については、他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

⑷ この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約等を継続することを期待しえない第１号から前号に掲げる事由と同等の事由がある場合

２．会社は、保険金等の支払事由が発生した後においても、前項の規定によりこの保険契約等を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金等は支払いません。また、この場合に、すでに保険金等を支払っていたときにはその返還を求めることができます。

３．本条の規定による解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、主たる被保険者または給付金等の受取人に解除の通知をします。

４．本条の規定により保険契約が解除された場合には、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。　」

（「未経過保険料の返還」の新設）

第６条　普通保険約款の末尾に次の規定を追加します。

「（未経過保険料の返還）

第〇条　保険契約が年払・半年払の場合で、既に払い込まれた保険料期間の満了までの期間が１ヶ月を超えるときにこの保険契約が解約された場合には、保険料の払込が免除されている契約を除き、その保険料期間満了までの未経過月数（月未満切り捨て）に対応する保険料を返還します。　」

（「保険金受取人による保険契約の存続」の新設）

第７条　普通保険約款の末尾に次の規定を追加します。

「（保険金受取人による保険契約の存続）

第〇条　保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

２．前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

⑴ 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

⑵ 保険契約者でないこと

３．第１項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金等の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金等の受取人に支払います。　」

（本特約の適用）

第８条　本特約の規定は、平成 22 年３月１日より適用します。ただし、第７条（「保険金受取人による保険契約の存続」の新設）については、平成 22 年４月１日より適用します。

２．保険契約者は、書面で申し出ることにより、第４条（「保険契約を解除できない場合」の読み替え）および第６条（「未経過保険料の返還」の新設）の規定を適用しないものとすることができます。